

新型コロナウイルス感染症の入院者数等の定点把握に係る Q&A

令和 5 年 7 月 26 日

- Q.1 COVID-19 入院サーベイランスの目的を教えてください。 2
- Q.2 基幹定点の報告には、院内感染を含むでしょうか。届出時は、院内感染による患者かどうかわかるよう備考欄に記載する等記載し届出を行うことは必要でしょうか 2
- Q.3 その週に届出対象者がいない場合についても、これまでどおり「0（ゼロ）」報告が必要でしょうか。 2
- Q.4 基幹定点から報告された情報をどのように公表する予定でしょうか。 2
- Q.5 感染症発生動向調査事業で実施する定点報告に係る報償費については、基幹定点に関しても各都道府県において適切に設定して差し支えないでしょうか。 2
- Q.6 基幹定点に指定された指定届出機関からの報告は、感染症サーベイランスシステムによる報告が必須となりますか。 3
- Q.7 今回開始する基幹定点について、還元データの様式（CSVファイルレイアウト）はどうなりますか。 3

Q.1 COVID-19 入院サーベイランスの目的を教えてください。

(答)

- 法第 14 条に基づく指定届出機関による届出は、感染症の発生の傾向（トレンド）や水準（レベル）を把握することを目的に実施しています。
- COVID-19 の基幹定点からの報告に基づく入院サーベイランスは、COVID-19 患者の入院者数及び臨床情報を補足することにより、COVID-19 の入院患者の発生動向や重症化の傾向を経時的に把握することを目的としています。

Q.2 基幹定点からの報告には、院内感染を含むでしょうか。院内感染であるか否かを区別する必要はあるでしょうか。

(答)

- 既存のインフルエンザの入院者の届出と同様に、基幹定点からの報告には、院内感染が疑われる COVID-19 入院患者も含まれます。
- 個別事例について、院内感染事例であるか否かを判断することは必ずしも容易ではなく、届出時点で区別してご報告いただく必要はありませんが、院内感染事例であることが確定的である又は強く疑われる事案については、備考欄にその旨を記載する等ご検討ください。

Q.3 その週に届出の対象となる患者の発生がない場合についても、これまでどおり「0（ゼロ）」報告が必要でしょうか。

(答)

- 貴見のとおりです。ゼロ報告と報告漏れを区別する必要があるため、発生がない場合であってもゼロ報告をお願いいたします。

Q.4 基幹定点から報告された情報をどのように公表する予定でしょうか。

(答)

- 感染症疫学週報（IDWR）として公表を行うほか、当面の間、他の COVID-19 関連指標と同様に、プレスリリースにて速報値の公表を行う予定です。

Q.5 感染症発生動向調査事業で実施する定点報告に係る報償費については、基幹定点に関しても各都道府県において適切に設定して差し支えないでしょうか。

(答)

- 感染症発生動向調査事業で実施する定点報告に係る費用は、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱に基づき、都道府県等が負担した「適正な実支出額」を基準額として、その 1/2 を国で負担することとなっていることから、地域の実情に応じて適切に設定してください。

Q.6 基幹定点に指定された指定届出機関からの報告は、感染症サーベイランスシステムによる報告が必須となりますか。

(答)

- 感染症発生動向調査事業実施要綱に記載のあるとおり、基幹定点に指定された指定届出機関においては、感染症サーベイランスシステムへの入力によることを基本とします。当該指定届出機関が特定、第一種又は第二種感染症指定医療機関である場合は、感染症サーベイランスシステムへの入力が必要ですが、その他の指定届出機関で入力環境がない等やむを得ない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えありません。

Q.7 今回開始する基幹定点について、還元データの様式（CSVファイルレイアウト）はどうなりますか。

(答)

- 還元するデータの様式等については、準備ができ次第お知らせいたします。